

## 令和5年度魅力あるお土産品の選定・プロモーション業務委託仕様書

### 1 委託事業の名称

令和5年度魅力あるお土産品の選定・プロモーション業務委託

### 2 事業の目的

本県は、観光入込客数の全国順位に比べ、観光消費額の順位が低い。アフターコロナの観光需要取り込みに向けて、地域事業者との連携により稼げる観光地づくりの形成を図るとともに、観光消費額の増加に向けた取り組みを行う必要がある。

この事業では、観光消費額を増加させるため、様々な旅のシチュエーションに合わせたお土産品を調査・選定し、プロモーションを実施する。

### 3 事業内容

#### (1) お土産品の調査・発掘

以下のいずれかに該当する商品のうち、旅のシチュエーションと価格帯等（※1）を考慮し、お土産品をリスト化する。（200商品程度）

- ・県内事業者が製造販売する商品
- ・県産品を使用した商品

原則、県内で購入できる商品を対象とするが、本県のイメージアップが図られる県産品を用いた高価格商品は県外販売の商品を含めることを可とする。

なお、青果物、日本酒、鮮魚、畜産物は含まないが、希少性の高い商品や加工品は含めることを可とする。

（※1）旅のシチュエーションや価格帯例（例示以外の提案も可）

旅のシーン（四季の観光）		お土産を渡す相手の属性		価格帯・属性
・女子旅（20代30代向け） ・一人旅 ・夫婦旅行 ・家族旅行 ・アウトドア、ゴルフ旅 ・電車旅（※2） （JR駅で購入可能なもの） ・贈答用、プレミアム	×	・友人 ・家族 ・自分 ・職場	×	・10,000円以上 ・5,000円程度 （4,000～10,000円以下） ・2,000円程度 （1,500～3,000円） ・1,000円程度 （1,500円以下） ・希少性の高い商品

（※2）デスティネーションキャンペーン期間中にPRするのにふさわしい商品を含む。

(2) 専門家による商品審査・選定

お土産品や旅の専門家等魅力あるお土産品を選定する能力を有する者を構成員とした「審査会」を組織し、審査を行う。

- ・審査会の組織化
- ・収集したお土産品リストからの絞り込み (40 商品)
- ・審査基準の設定
- ・審査会による審査
- ・審査会による選定 (20 商品程度)

商品審査にあたっては、留意事項を確認すること。

(3) プロモーション等

①-ア

デスティネーションキャンペーン向けお土産品として選定した商品及び県が指定する商品 (約 10 商品) のパンフレットを作成する。

- ・A 4 サイズ、4 ページ程度。
- ・選定した商品と旅のシチュエーションを紹介する。

①-イ

選定した商品と旅のシチュエーションを紹介する冊子を作成する。

- ・A 5 サイズ、全体で 12~16 ページ程度。
- ・シチュエーションとお土産品を併せて紹介するページ  
↳選定した 20 商品について 7 ページ程度。
- ・お土産品を紹介するページ

↳リストから絞り込んだ 40 商品のうち 20 商品について 2 ページ程度。

(参考) 冊子見開きページのイメージ例 1 (例示以外の提案も可)

1 シチュエーション (女子旅) ・女子旅の見どころやルート等 ・お土産品(1) 写真・紹介 ・お土産品(2) 写真・紹介 ・お土産品(3) 写真・紹介	1 シチュエーション (一人旅) ・一人旅の見どころやルート等 ・お土産品(4) 写真・紹介 ・お土産品(5) 写真・紹介 ・お土産品(6) 写真・紹介  ・・・計 20 商品
--	--

(参考) 冊子見開きページのイメージ例2 (例示以外の提案も可)

お土産品の写真と紹介 地域別などで分けて合計 20 商品			
■ 県北地域			
商品(1)	商品(2)	商品(3)	商品(4)
■ 県中央地域			
商品(1)	商品(2)	商品(3)	商品(4)
■ 県南地域			
商品(1)	商品(2)	商品(3)	商品(4)
■ 県西地域			
商品(1)	商品(2)	商品(3)	商品(4)
■ 鹿行地域			
商品(1)	商品(2)	商品(3)	商品(4)
・・・計 20 商品			

#### ② ホームページの作成・公開

観光いばらきなどのホームページで公開するために、選定した商品と旅のシチュエーションを紹介するホームページを作成し、必要なデータを提供すること。

#### ③ プロモーションイベント

選定した商品及び県が指定する商品のプロモーションイベントを実施する。時期及び場所、回数については、県と協議のうえ決定する。

#### ④ その他のプロモーション

上記プロモーションのほか、選定したお土産品や茨城の観光地としての認知向上・魅力発信に繋がる内容があれば提案すること。

#### (4) 実績報告書等の提出

事業完了後、令和6年3月31日までに、実績報告書を紙で1部提出すること。その際に事業で制作した制作物(冊子・HPデータ等)も併せてDVD等で1式提出すること。

### 4 想定スケジュール

季節のお土産品等が以下のスケジュールに当てはまらない場合には、一部お土産品の選定等の時期を調整することも可とする。

5月下旬	事業内容協議
5月下旬～	お土産品の調査・発掘
7月	お土産品選定
8月	冊子作成(取材・写真撮影)・ホームページ作成等
10月	ホームページ公開・冊子完成
10月～翌年3月	プロモーションイベント

## 5 留意事項

- ・審査対象となるお土産品の絞り込みについては、審査会内で検討の上、当事業の主旨と合致する商品を選ぶこと。
- ・審査における評価項目には、主観に拠らない客観的な審査基準を設けること。
- ・審査は必ず複数名以上で実施し、審査内容の平均化を行うこと。
- ・審査委員内での採点に明らかなる差異が見られる場合、審査会内で協議の上、点数の調整を図ること。
- ・選定されたお土産品については、選定後に各事業者を直接訪問のうで本事業の主旨を説明し、基本情報の提供、取材の許可、本県事業への協力等についての了承を得ること。
- ・選定したお土産品の基本情報及び取材内容や撮影画像については、県の広報用素材として利用可能な状態にして納品すること。
- ・業務実施に当たり使用される全ての画像等は、必ず著作者の了承を得て使用すること。
- ・本業務に関わる所有権や著作権は、すべて発注者に帰属することとし、事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとする。
- ・本業務の実施にあたっては、県と協議を綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めること。
- ・この仕様書に定めのない事項は、県と協議すること。